

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に入社し、B県C市所在の同社C営業所に配属されて、警備業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、交通誘導の現場において業務終了間際、交通規制の解除に関して同僚から注意を受け、警備棒で顔面を殴打され負傷したという（以下「本件災害」という。）。また、請求人は、同年〇月〇日から同月〇日まで深夜勤務に従事したことから不眠が続いたとして、同月〇日〇クリニックに受診し「適応障害」と診断され、同年〇月〇日E病院に転医し「抑うつ状態（うつ病）」と診断された。

請求人は、精神障害を発症したのは本件災害や深夜勤務等が原因であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及び発病時期について、地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は平成〇年〇月〇日に、ICD-10診断ガイドラインの「F43 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した、と述べている。請求人の申立てや症状の経過及び医証等に照らし、当審査会としても、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間において、業務による心理的負荷をもたらした出来事として、以下、当該3つの出来事について検討する。

#### ア 嫌がらせ、いじめ、又は暴行

平成〇年〇月〇日、請求人は、交通誘導の現場において、業務終了間際、同僚労働者から警備棒で顔面を殴打され、同年〇月〇日「F脳神経外科」、同月〇日「G病院」に受診し、「左顔面打撲、頸椎捻挫疑い」と診断された。

この出来事は、認定基準の業務による心理的負荷評価表の具体的出来事「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、その平均的な

心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。しかしながら、請求人は、自覚症状として頭痛、めまい等を訴え、投薬を受けているが、傷や皮下出血は無く、H医師及びI医師は、それぞれ意見書で、要旨、「しびれやまひ、言語障害を認めず、頭部CTでも異常所見なし」、「神経学的には頭痛等の症状以外には明らかな異常は認められない」と述べており、治療を要する程度の暴行とは認められない。また、後日、会社側は、暴行を加えた同僚労働者を社内の賞罰委員会にかけて懲戒処分（出勤停止3日間）を行い、請求人に当該処分結果を説明するなど、適切な対応を行っていることから、当審査会としてもその心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

#### イ 上司とのトラブル

平成〇年〇月〇日から5日間の夜間の施設警備を請求人を含め3人体制で行ったところ、請求人は、上司から歩行的業務指示を受け歩き続けた結果、足裏に水ぶくれができてつらかった旨主張している。

この出来事は、認定基準の業務による心理的負荷評価表の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるところ、上司の指示は「ほかの人から遊んでいるとみられないよう、いつも動いていなさい」というものであって通常の業務指導の範囲内であり、また、他の2人の警備員には何らの異常も生じていないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

#### ウ 勤務形態の変化

平成〇年〇月〇日から同月〇日までの夜間の交通誘導に係る深夜勤務については、当該期間中の〇月〇日に休日があることから連続勤務とは認められないが、日勤から夜勤への勤務形態の変化が認められ、請求人は大変きつかった旨主張している。

この出来事は、認定基準の業務による心理的負荷評価表の具体的出来事「勤務形態に変化があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。請求人が従事した勤務内容に特段の負荷を認めるようなものは見当たらないことから、当審査会としてもその心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) したがって、当審査会としては、上記(3)のとおり、請求人の主張する3つの業務による出来事の心理的負荷の総合評価は、「中」が1つと「弱」が2つ

であり、それぞれが関連して生じたものではなく、また、発病前おおむね6か月間において恒常的な長時間労働も認められないことから、全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。なお、この他の出来事の評価については、審査官の判断を当審査会としても妥当と判断し、これらを加味しても「強」には至らないとする全体評価を変えるものとはならない。

- 3 以上のおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。